

業務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務規程は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第79条の3第1項及び定款第9条第1項の規定に基づき、金商法第79条の3第1項各号に掲げる事項及び定款第8条第1項各号に規定する業務の方法を定めることを目的とする。

第2章 本協会の業務

(正会員及び電子募集会員の法令等の遵守に係る業務)

- 第2条 本協会は、正会員及び電子募集会員が自己募集その他の取引等（定款第3条第9号に掲げる自己募集その他の取引等をいう。以下同じ。）を行うに当たり、金商法その他の法令並びに定款及び諸規則（これらに基づく細則、指針、決議等を含む。以下「法令等」という。）の規定を遵守させるため、指導、勧告その他の業務を行うものとする。
- 2 本協会は、正会員及び電子募集会員に対する監査を実施することにより、当該正会員及び電子募集会員の法令等の遵守状況の把握に努めるものとする。
 - 3 本協会は、前項の規定に基づき実施した監査の結果、正会員及び電子募集会員の法令等の遵守状況が不適切であると認められる場合には、当該正会員及び電子募集会員に対して、「処分等に関する規則（以下「処分等規則」という。）」に定めるところにより、必要な指導、勧告を行うものとする。
 - 4 本協会の正会員及び電子募集会員に対する監査の実施については、「監査規則」に定めるところによるものとする。

(正会員及び電子募集会員の業務の適正性確保に係る本協会の業務)

- 第3条 本協会は、正会員及び電子募集会員が行う自己募集その他の取引等に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化その他投資者の保護を図るため、必要な調査、指導、勧告その他の業務を行うものとする。
- 2 本協会は、正会員及び電子募集会員に対する調査を実施することにより、当該正会員及び電子募集会員の業務運営状況の把握に努めるものとする。
 - 3 前条第3項の規定は、前項に規定する正会員及び電子募集会員の業務運営状況の調査について準用する。
 - 4 本協会が第2項に規定する正会員及び電子募集会員に対する調査を実施する場合にお

いては、当該調査を前条第2項の監査とみなして、同条第4項の規定を適用する。

(正会員及び電子募集会員に対する調査、処分等)

第4条 本協会は、正会員及び電子募集会員の法令若しくは法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに営業及び財産の状況の調査を行うものとする。

2 本協会は、前項の規定に基づき正会員及び電子募集会員に対する調査を行った結果、当該正会員及び電子募集会員の法令等違反の事実を把握した場合には、定款及び処分等規則に定めるところにより、当該正会員及び電子募集会員に対し処分その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 本協会が第1項に規定する正会員及び電子募集会員に対する調査を実施する場合においては、当該調査を第2条第2項の監査とみなして、同条第4項の規定を適用する。

(苦情の解決、あっせん)

第5条 本協会は、正会員及び電子募集会員が行う自己募集その他の取引等に対する投資者からの苦情の解決及び争いがある場合のあっせんに係る業務を行うものとする。

2 本協会は、前項の業務を公正中立な立場から解決に努めるものとする。

3 第1項の苦情の解決及びあっせんに係る業務は、「苦情処理規則」に定めるところにより行うものとする。

4 本協会は、苦情の解決及びあっせんに係る業務を金商法第78条の8第1項の規定に基づき、当該業務を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者に委託するものとする。

5 本協会は、前項の委託に当たっては、協定書等当該業務の委託に必要な契約を締結するものとする。

(規則の制定、改正又は廃止)

第6条 本協会は、正会員及び電子募集会員が行う自己募集その他の取引等に係る取引の勧誘の適正化に資するための自主規制規則及び本協会の業務遂行のための協会運営規則その他の規則の制定、改正又は廃止を行うものとする。

2 前項に規定する規則の制定、改正又は廃止は、理事会の決議により行うものとする。

(投資者等への広報及び知識の普及、啓発)

第7条 本協会は、正会員及び電子募集会員が行う自己募集その他の取引等についての投資者等の理解を深めるため、新聞・雑誌への広告、ホームページ、各種出版物の刊行、各種統計資料の作成・公表等による広報活動を行い、その周知と知識の普及、啓発に努めるものとする。

(その他の業務)

第8条 本協会は、前各条（第1条を除く。）に規定するもののほか、正会員及び電子募集会員が行う自己募集その他の取引等の健全な発展と投資者の保護に資するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 自己募集その他の取引等に関する調査研究
- (2) 正会員及び電子募集会員の役職員の試験、研修等
- (3) 反社会的勢力排除の取組みへの支援
- (4) 関係機関等との交流及び協力、正会員及び電子募集会員間の意見の交換及び連絡
- (5) 関係官庁その他関係機関に対する建議、要望及び連絡
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な業務

(業務の一部委託)

第9条 本協会は、第2条から第4条までに規定する業務の一部を金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第23条第1項に規定するところにより、認可協会又は他の認定協会に委託することができるものとする。

2 本協会は、前項の委託に当たっては、協定書等当該業務の委託に必要な契約を締結するものとする。

第3章 その他

(個人情報保護に係る体制整備)

第10条 本協会は、その業務を遂行するために取り扱う個人に関する情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るため、個人情報の安全管理等に関する規則を定めることにより、適切な管理体制を整備するものとする。なお、本協会は、その業務を遂行するために取り扱う個人に関する人種、信条、門地又は本籍地等についての情報その他の特別な非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、本協会の業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的に利用しないものとする。

付 則（平成23年5月20日）

この業務規程は、内閣総理大臣から金商法第78条第1項に規定する金融商品取引業協会として認定された日（平成23年6月30日）から施行する。

付 則（平成26年12月19日）

この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 44 号）附則第 1 条本文に規定する日（平成 27 年 5 月 29 日）から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第 2 条見出し及び本文を改正。
- (2) 第 3 条見出し及び本文を改正。
- (3) 第 4 条見出し及び本文を改正。
- (4) 第 5 条、第 6 条、第 7 条及び第 8 条を改正。